

令和 6 年 9 月 25 日
畜水産安全管理課

遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料の安全性審査基準の新設

1 背景

- (1) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料及び飼料添加物は、「安全性審査基準」(※)に基づいた安全性確認が必要である。
※「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」(平成15年4月1日付け14生畜第8598号生産局長、水産庁長官通知)
- (2) これまで、この技術を利用したアミノ酸(塩酸L-リジン等)、酵素(フィターゼ等)及びビタミン(リボフラビン等)について安全性確認を行ってきたが、いずれも、飼料添加物で、遺伝子組換え微生物が除去されたものであった。
- (3) 一方で、飼料原料として、未利用資源の有効利用の観点から、非遺伝子組換え微生物の発酵残さの利用が広まっていることから、今後、遺伝子組換え微生物を含む発酵残さについても飼料利用の需要が生じる可能性がある。
- (4) しかしながら、現行の安全性審査基準の適用範囲は、遺伝子組換え微生物が除去されている場合に限られており、遺伝子組換え微生物を含む飼料を審査することができない。
- (5) 他方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え微生物を含む場合も含め、食品安全委員会の定める安全性評価基準に基づき、安全性審査が可能となっている。

2 新設基準のポイント

- (1) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料の安全性審査基準(以下、「新設基準」という。)は、「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(平成20年6月26日 食品安全委員会決定)」に沿った内容とするを基本として新設基準案を作成し、遺伝子組換え飼料部会において審議を行った。
- (2) 新設基準案と遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準との主な相違点は以下のとおり。

- 遺伝子産物（たん白質）のアレルギー誘発性に関する事項については、本基準では求めない。
 - 生きた組換え体を含む飼料については、安全性確認の対象としない。
（加熱処理等により、組換え体を不活化することを前提とする。）
- (3)「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年農林水産省告示第1780号）」等の遺伝子組換え飼料等に関連する法令についても、所要の改正を行う。

3 今後の予定

農業資材審議会から答申を受けた後、食品安全委員会に意見聴取を行う予定。

なお、本基準は今後、遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料に係る安全性確認の申請があった際に適用されるものである。